

下関市は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）の動物愛護の趣旨に基づき、

飼い主のいない猫への不妊去勢手術の実施を奨励するため、不妊去勢手術費用の助成を行っています。

### （1）申請の際に気を付けていただくこと／交付の条件について

① **かならず、動物病院で手術を受ける前に申請してください。**

- ・申請前に手術を済ませていると助成金の交付ができませんのでご注意ください。
- ・手術予定日は、申請日のおよそ10日以後30日以内程度にさせていただくようお願いいたします。
- ・猫が手術可能な状態（年齢や健康状態など）かどうか、事前に動物病院にご相談ください。

② **下関市内に居住している方が、下関市内でお世話している飼い主のいない猫（※）に限ります。**

（※）飼い主のいない猫（いわゆる「野良猫」であって、地域猫を含みます。）

③ **【飼い主のいない猫をお世話している方】**

下関市内に居住しており、近隣に迷惑をかけずにお世話するよう努力できる方

④ **【地域猫】**

下関市地域猫活動支援事業実施要綱に基づく届出を行っている地域が管理する猫に限ります。

⑤ 手術の際、猫の耳にV字カット処置を受けさせる必要があります。

⑥ **指定の動物病院で手術を受けていただく必要があります。**

⑦ **1年度につき、1世帯ごとに助成金を交付します。**

1年度につき、最大10頭まで申請可能です。

ただし、飼い主のいない猫は5頭まで、地域猫は1地域5頭までとなります。

**※【注】1度に申請できる頭数は3頭までです。**

⑧ **令和5年度分**と記載のある申請書しか使用できません。

※申請書は、1頭につき1枚となります。

（複数頭申請する際は、申請頭数分の申請書を提出してください。）

※飼い主のいない猫の申請をされる方は、誓約書（様式第4号）の提出が必要です。

（誓約書は、1頭につき1枚となります。）

### （2）助成金の金額

飼い主のいない猫	1頭につき オス 5,000円、メス 7,000円
地域猫	1頭につき オス 6,000円、メス 10,000円

※ 助成件数には限りがあります。（先着順）

### (3) 申請の受付期間と申請方法について

受付期間	<b>令和5年6月1日(木)～令和6年1月末日頃(予定)</b> ※ 受付期間内であっても、予算の上限に達した場合は、申請の受付を締め切ります。		
申請方法	郵送	郵送先：〒751-0881 下関市大字井田(番地なし) 下関市動物愛護管理センター 宛	
	直接持参 (受付窓口)	受付窓口(お問い合わせ先)	電話番号
		下関市動物愛護管理センター	083-263-1125
		菊川総合支所 市民生活課	083-287-4004
		豊田総合支所 市民生活課	083-766-2187
		豊浦総合支所 市民生活課	083-772-4017
		豊北総合支所 市民生活課	083-782-1925
保健医療政策課 総務係(市役所西棟3階)	083-231-1426		